

多摩区生涯学習推進会議設置運営要綱

(目的)

第1条 「川崎市生涯学習推進基本計画」及び「多摩区生涯学習推進基本計画」に基づき、多摩区の生涯学習推進に資するため、多摩区生涯学習推進会議（以下「区推進会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 区推進会議の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進体制の整備に関すること。
- (2) 生涯学習事業の連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習の啓発に関すること。
- (4) 地域人材の育成に関すること。

(組織)

第3条 区推進会議は、次の委員をもって構成し、議長及び副議長を置く。

- (1) 委員は、別表のとおりとする。
- (2) 議長は、区長とし、副議長は、副区長とする。

(区推進会議)

第4条 議長は、必要に応じて区推進会議を招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(実務者会議等)

第5条 区推進会議を補佐するため実務者会議を置く。

- (1) 実務者会議は区推進会議の指示した事項を協議する。
- (2) 実務者会議の委員は、別表に掲げる課かい職員をもって構成する。

2 区推進会議は、第2条に規定する所掌事務に対し、特に関係課・機関による調整・検討を要するときは、部会を設けることができる。

- (1) 部会の部会員は区推進会議が選任する。
- (2) 部会に座長を置く。
- (3) 座長は部会を招集し、議事進行を行う。

(有識者の出席)

第6条 区推進会議は、必要があると認めるときは、その会議に委員以外の有識者の出席を要請し、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 区推進会議の庶務は、生涯学習支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、区推進会議の運営について必要な事項は、議長が副議長と協議し定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年3月24日から施行する。

この改正要綱は、平成19年11月16日から施行する。

この改正要綱は、平成21年2月19日から施行する。

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成29年2月17日から施行する。

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

- ◎ 区長
- 副区長(まちづくり推進部長)
 - 生涯学習支援課長(多摩市民館長)
 - 企画課長
 - 地域振興課長
 - 地域みまもり支援センター所長
 - 地域みまもり支援センター副所長
 - 地域みまもり支援センター地域ケア推進課長
 - 生田出張所長
 - 経済労働局 農業技術支援センター所長
 - 多摩区役所 道路公園センター所長
 - 川崎市緑化センター所長
 - 多摩区こども文化センター代表
 - (福) 多摩区社会福祉協議会 事務局長
 - (福) 多摩老人福祉センター所長
 - 教育委員会 多摩図書館長
 - 市民文化局 川崎市岡本太郎美術館副館長
 - 教育委員会 日本民家園長
 - 教育委員会 青少年科学館長
 - 多摩スポーツセンター館長
 - 市立小学校長会多摩支部
 - 市立中学校長会多摩・麻生地区担当

注：◎議長 ○副議長